

**「泉佐野市環境美化推進条例の罰則の強化について～ポイ捨て等、路上喫煙の禁止と違反者への過料」
に対するパブリックコメントの結果報告**

- 1 実施日 平成23年6月20日～平成23年7月11日
- 2 実施方法 市役所（環境衛生課、情報公開コーナー）、市ホームページ
- 3 応募数 6件
- 4 ご意見及び回答

整理 番号	ご意見等	回 答
1	路上喫煙の禁止について 条例の目的は「快適な生活環境の保全と都市環境の美化」であり、路上喫煙を禁止する合理的な理由が理解できない。路上喫煙を禁止するのであれば、路上飲酒・飲食等も禁止すべき。	喫煙は個人の嗜好によるもので、それ自体は尊重されるべきと考えます。しかしながら人混みでの路上喫煙は火傷などの危険があり、煙が周囲の方への迷惑になることがあります。そのため、今回ポイ捨て、ペットの糞の始末とともに罰則強化の対象として検討しておりますが、喫煙マナー向上の助けとなるような方法を考えていきたいと思っております。
2	路上喫煙の禁止について 立ち止まって携帯灰皿を使用する等、周囲の方に配慮しながらマナーを守った喫煙まで規制することは行き過ぎ。禁止区域を指定するのであれば、真に人通りの多い場所にとどめるとともに、民有地を除くべき。また状況の変化に応じた区域指定の解除等柔軟な運用が図られるべき。	

3	路上喫煙の禁止について	路上喫煙だけを取り上げるのではなく、美化を乱しているポイ捨て、ペットの糞の後始末についてあまさず罰則強化の対象とすべき。	
4	過料の徴収について	ポイ捨てに対する過料（1000円程度）には賛成。路上喫煙に対する過料は反対。ペットの糞の放置など悪質な行為には5万円程度の過料でもよいのではないか。	過料の徴収ありきではなく、同時に市民の皆さんへの周知とマナーについての啓発が重要だと考えています。町会の皆さんにもご協力を頂き、また教育現場や関係機関との連携もしながら、啓発をすすめていきたいと思います。
5	過料の徴収について	過料の徴収だけでマナーに対する意識が改善されるとは思えない。官民一体のマナー啓発活動こそ重要。取り締まりのための経費の発生や、全ての違反者からの徴収が困難であることから公平性の面などの懸念がある。	
6	過料の徴収について	過料の徴収を最優先にするのではなく、まず条例の内容を広く周知するのが先。過料徴収にかかる費用対効果も視野に入れながら検討すべき。	
7	過料の徴収について	1000円～2000円が妥当	
8	過料の徴収について	過料の徴収を行ったところで、ポイ捨てがなくなるかは別。利用者がポイ捨てをしていると思われる商店もあり、そういった商店に罰金を。	
9	禁止区域について	市内全域が対象だが、過料の徴収は駅周辺など人が多く集まる場所での摘発が良い。その他の場所は車でパトロールを。	

10	禁止区域について	禁止区域を指定する場合は、特に常時人通りの多い場所など必要最低限の地域に限定すべき。また、禁止区域内には喫煙可能な場所（灰皿等）を設置すべき。	ます。 駅前や公園のゴミ箱や灰皿については、かえってポイ捨て等が増えたために廃止した経緯があり、なお検討が必要と考えます。
----	----------	---	--